

平成23年度第1回

佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会次第

日時 平成23年5月31日(火) 午後1時から

場所 市役所 社会福祉センター 地下研修室

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. あいさつ

4. 議 事

(1) 第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画の策定について(第4期計画の見直しについて)

(2) 平成22年度高齢者福祉サービス等事業実績について

(3) その他

5. 閉 会

議事(1): 第 5 期佐倉市高齢者福祉・介護計画の策定について(第 4 期計画の見直しについて)

1. 高齢者福祉・介護計画の策定根拠

第 4 期佐倉市高齢者福祉・介護計画(以下「現計画」という。)については、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条に規定する「市町村介護保険事業計画」を一体的に定めるもので、高齢者福祉施策と介護保険事業の方向性や取組み内容を示すことを目的としております。

この計画は、平成 12 年度の策定から 3 年を経過するごとに見直すこととしておりますので、このたび 4 回目の見直しを行い、第 5 期佐倉市高齢者福祉・介護計画(以下「次期計画」という。)の策定するもので、計画の期間は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間です。

■別添 資料 1

2. 次期計画の策定方法

現計画策定時には、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進委員会及び各検討会(高齢者福祉検討会、介護保険検討会)においてご意見等をいただきながら策定した経緯がありますことから、次期計画策定にあたっては、前回同様に佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会及び各検討会にご意見等をいただきながら策定するものとしします。

■別添 資料 2

3. 次期計画策定のスケジュール

現計画策定時には、3 回の推進懇話会及び 4 回の検討会を開催し、ご検討をいただいた経過がありますことから、次期計画策定にあたっては、資料 3 のとおり概ね同様のスケジュールで策定していきたいと考えています。

■別添 資料 3

4. 次期計画策定にあたっての検討事項

平成 23 年 2 月 22 日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料による「地域包括ケアを念頭においた第 5 期介護保険事業(支援)計画の策定について」により「第 5 期の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の基本的な考え方が示されており、以下のとおりです。

◆基本的理念：地域包括ケアの一層の推進

◆要介護者等の実態の把握：日常生活圏域ニーズ調査の積極的な実施

◆今後地域で必要と考えられる以下の 4 事項について、地方自治体が地域の実情に応じて優先すべき重点事項を選択して取り組むことができるように計画の記載事項に追加(任意)

① 認知症支援策

② 在宅医療の推進

平成 23 年 5 月 31 日（火）開催
平成 23 年度第 1 回推進懇話会資料

- ③ 高齢者に相応しい住まいの計画的な整備
- ④ 生活支援サービス（介護保険外サービス）

なお、引き続き、第 3 期、第 4 期計画の延長線上に位置づけられる、次期計画策定にあたっての検討事項としては、現段階で次の事項が考えられます。

- ①人口等基礎指標や各種事業量の概算
- ②（保健）福祉計画（事業量の算出及び事業量確保のための方策等）
- ③介護保険事業計画（見込量の算出及び見込量確保のための方策等）
- ④計画の推進に向けて

■別添 資料 4

5. 市民アンケート調査の実施について

現計画策定時においても市民アンケート調査を実施しましたが、次期計画策定にあたっては同様に市民アンケート調査を実施し、調査結果を踏まえた次期計画への反映を行うものとしします。

・調査の種類及び対象人数

調査は、次のア～エの種類別に各 500 人、計 2,000 人を無作為抽出し、実施します。

- | | |
|-------------------------|------|
| ア. 1号被保険者（75歳以上の高齢者）調査 | 500人 |
| イ. 1号被保険者（65歳以上74歳未満）調査 | 500人 |
| ウ. 要支援認定者（要支援1、2）調査 | 500人 |
| エ. 要介護認定者（要介護1～5）調査 | 500人 |

■別添 資料 5

資料 1

●介護保険法（抄）

（市町村介護保険事業計画）

- 第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量の確保のための方策
 - 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策
 - 三 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項
 - 四 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
 - 五 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項
 - 3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
 - 4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画及び老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の十八第一項に規定する市町村老人保健計画と一体のものとして作成されなければならない。
 - 5 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
 - 8 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

●老人福祉法（抄）

（市町村老人福祉計画）

第二十条の八 市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標
- 二 前号の老人福祉事業の量の確保のための方策
- 三 その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

3 市町村は、前項第一号の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期

入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第一百七十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービス並びに介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）を勘案しなければならない。

4 厚生労働大臣は、市町村が第二項第一号の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。

5 市町村老人福祉計画は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して作成されなければならない。

6 市町村老人福祉計画は、老人保健法第四十六条の十八第一項に規定する市町村老人保健計画及び介護保険法第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

7 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

9 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

資料 2

●佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱（抜粋）

(検討会の開催)

第 9 条 推進懇話会は、所掌事項の細部について調整等を行うため、必要に応じて次の検討会を開催できるものとし、その所掌事項は次の各号に掲げる検討会に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 高齢者福祉検討会 老人福祉法第 20 条の 8 に規定する老人福祉計画に関する事業の進捗管理及び点検評価並びに調査研究に関すること。

(2) 介護保険検討会 介護保険法第 117 条に規定する介護保険事業計画に関する事業の進捗管理及び点検評価並びに調査研究に関すること。

2 前項の規定による検討会の委員は、別表第 1 に掲げる者の中から福祉部長が選定し、7 人以内の委員をもって組織する。

3 各検討会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

4 第 5 条の規定は検討会の任期について、第 6 条の規定は検討会の会長及び副会長について、第 7 条及び第 8 条の規定は検討会の会議について準用する。

(委員謝礼金)

第 10 条 推進懇話会の委員謝礼金は、別表第 2 の額とする。ただし、検討会においては、いずれも同表の区分の欄に定める委員の謝礼金額を適用する。

(事務局)

第 11 条 推進懇話会の庶務は、高齢者福祉担当課において処理する。ただし、地域密着型サービスの指定及び運営に係る所掌事項の庶務は、介護保険担当課において処理するものとする。

2 高齢者福祉検討会の事務局は高齢者福祉担当課が、介護保険検討会の事務局は介護保険担当課が、これにあたる。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、推進懇話会に関し必要な事は、別に定める。

別表第 1

分野	選 出 区 分		定数 14 人	備 考
	1	2		
医療	1 医師		1 名	
	2 歯科医師		1 名	
福祉	3 社会福祉協議会		1 名	
	4 民生委員児童委員		1 名	
	5 ボランティア団体		1 名	
	6 高齢者クラブ		1 名	
介護	7 施設介護サービス事業者		1 名	
	8 在宅介護サービス事業者		1 名	
市民	9 公募市民 (1 号被保険者・女性)		1 名	
	10 公募市民 (2 号被保険者・女性)		1 名	
	11 公募市民 (20 歳以上の女性)		1 名	
	12 公募市民 (1 号被保険者・男性)		1 名	
	13 公募市民 (2 号被保険者・男性)		1 名	
学識	14 学識経験者		1 名	

●検討会

1. 高齢者福祉検討会 (7名)

(敬称略)

分野	選出区分		氏名
福祉	3	社会福祉協議会	かねさか まこと 兼坂 誠
	4	民生委員児童委員	けんち ひらこ 釧地 平子
	5	ボランティア団体	せお きよし 瀬尾 潔
	6	高齢者クラブ	とりづか きみこ 鳥塚 キミ子
市民	9	公募市民(1号被保険者・女性)	はまだ はるみ 濱田 はるみ
	12	公募市民(1号被保険者・男性)	あしざき とおる 芦崎 徹
	13	公募市民(2号被保険者・男性)	のしろ ゆたか 能代 裕

2. 介護保険検討会 (7名)

(敬称略)

分野	選出区分		氏名
医療	1	医師	ふじわら けいご 藤原 敬悟
	2	歯科医師	はかりや ひさお 秤屋 尚生
介護	7	施設介護サービス事業者代表	うちかわ ひろあき 内川 浩明
	8	在宅介護サービス事業者代表	おおの てつよし 大野 哲義
市民	10	公募市民(2号被保険者・女性)	なかがわ きぬこ 中川 絹子
	11	公募市民(20歳以上の女性)	ときえ ひろみ 時得 ひろみ
学識	14	学識経験者	まつやま たけし 松山 毅

第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画策定事業
概略工程表

	平成23年				平成24年							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 高齢者計画見直し												
◇計画・準備												
2. アンケート実施調査												
調査票設計・印刷												
調査実施												
集計・解析												
3. 現行計画の進捗整理												
基礎指標整理												
介護保険料算定												
計画修正(案)作成												
4. 政策調整会議												
5. パブリックコメント												
計画案修正・計画書印刷・製本												
6. 推進懇話会等												
推進懇話会 4回												
高齢者福祉検討会 2回												
介護保険検討会 2回												
会議内容(予定)												
		・計画のスケジュール ・計画策定の 方策市民アン ケートの実施 方法の説明 ※詳細は検討 会で調整する 旨の確認		各検討の意見 聴取 ・計画骨子検 討	骨子(案)審議 ・現状課題の 整理等		・アンケート調 査結果につい て ・計画(素案) 協議	・計画修正(素 案)の確定		・1/11 政策 調整会議へ付 議 ・パブリックコ メントの実施	・計画(案)作 成	・計画策定

全国介護保険・高齢者保健福祉 担当課長会議資料

平成23年2月22日（火）

厚生労働省老健局

- 本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可
本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

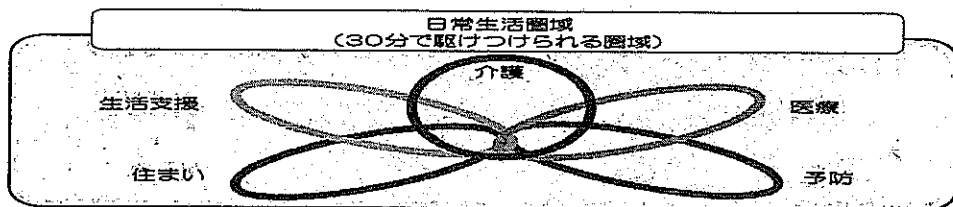
1. 地域包括ケアを念頭においた第5期介護保険事業（支援）計画の策定について

1. 第5期介護保険事業（支援）計画の基本的な考え方（地域包括ケアの推進について）

(1) 計画策定の際の地域ニーズの的確な把握について（よりの確に地域の課題等を把握できる日常生活圏域ニーズ調査の積極的な実施）

第5期介護保険事業（支援）計画（以下「第5期計画」という。）の作成に当たっては、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方にに基づき、取り組むことが重要である。

地域包括ケアシステムについて



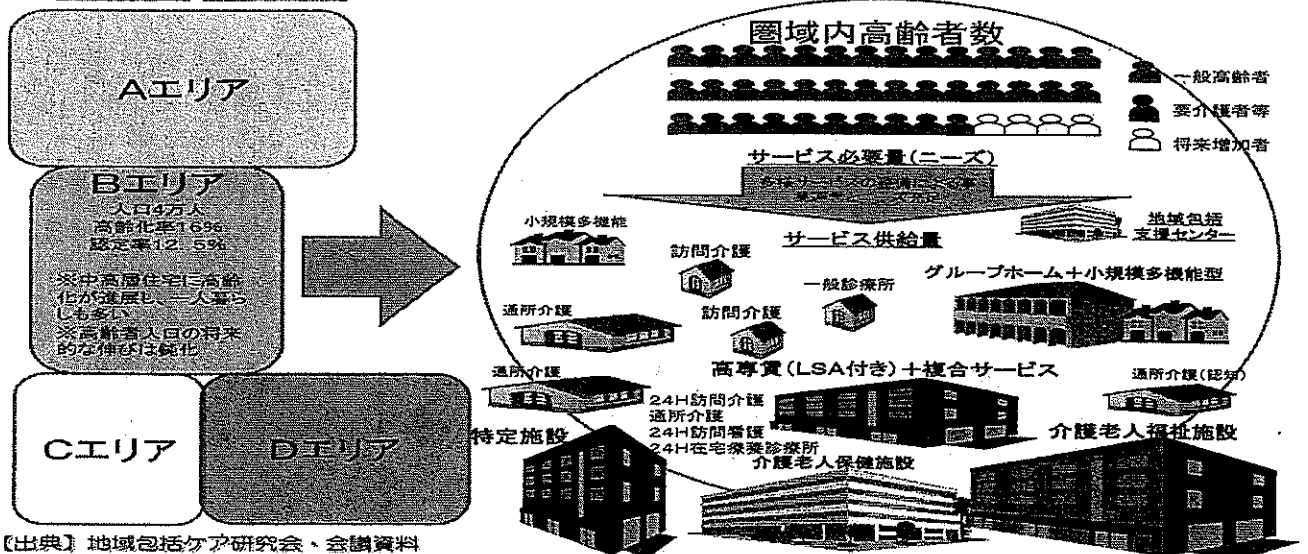
【地域包括ケアの5つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組みが包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に行われることが必須。

- ①医療との連携強化
 - ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化
 - ・介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施
- ②介護サービスの充実強化
 - ・特養などの介護拠点の緊急整備（平成21年度補正予算：3年間で16万人分確保）
 - ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など在宅サービスの強化
- ③予防の推進
 - ・できる限り要介護状態としないための予防の取組や自立支援型の介護の推進
- ④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
 - ・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援（見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス）サービスを推進
- ⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備（国交省と連携）
 - ・一定の基準を満たした有料老人ホームと高専賃を、サービス付高齢者住宅として高齢者住まい法に位置づけ

日常生活圏域サービス基盤のイメージ（都市部の例）

・〇〇市 人口20万 高齢化率16% 認定率13%
 ・面積(小型) 人口密度(高)



【出典】地域包括ケア研究会、会議資料

この「地域包括ケア」推進の前提として、地域やその地域に居住する高齢者ごとの課題の的確な把握、具体的には、

- ①どこに、
- ②どのような支援を必要としている高齢者が、
- ③どの程度生活しておられるのか、

等をよりの確に把握し、より地域の実情に応じた各サービスの過不足の無い目標整備量の設定等、介護拠点の計画的整備に繋げ、地域で必要な介護サービス等が確実に提供される体制の整備を進めることが重要である。

このようなことから、第5期計画を策定するに当たり、介護サービス等提供量見込みの算出に伴う地域や高齢者の課題等をよりの確に把握するための手法（以下「日常生活圏域ニーズ調査」という。）について本年度57の保険者でモデル事業を実施し、このモデル事業の実施結果等を踏まえ、先般日常生活圏域ニーズ調査の成案をお示したところである。

日常生活圏域ニーズ調査は、モデル事業を実施した自治体からも、軽度認知症、虚弱、閉じこもり等の傾向の見られる高齢者が、どこに、どの程度生活しておられるのかが把握でき、地域ごとの高齢者の課題が鮮明になり、各課題に即した的確な対応手法を計画ベースで検討できるようになったといった評価をいただいていることから、高齢者のニーズをよりの確に把握する有効な手法として考えている。

第5期計画の策定に当たって、日常生活圏域ニーズ調査を積極的に実施していただき、地域の課題、ニーズをよりの確に把握し、不足している施策やサービス等を分析して必要な介護サービスの基盤整備を構築する等、精度の高い第5期計画（必要なサービス量等）の策定に繋げていただきたい。また、日常生活圏域ニーズ調査結果については、個々の高齢者の状態にあった個別ケアの推進にも活用いただきたい。

なお、日常生活圏域ニーズ調査やそれを踏まえた基本的な地域の課題の把握は、既にお示ししている調査の実施方法等に基づき実施・把握することができるが、日常生活圏域ニーズ調査で明らかになった課題の分析・評価手法の例を本年4月中を目途に、介護保険事業計画策定のためのテキストの中で情報提供を行う予定（別添参考資料1）。

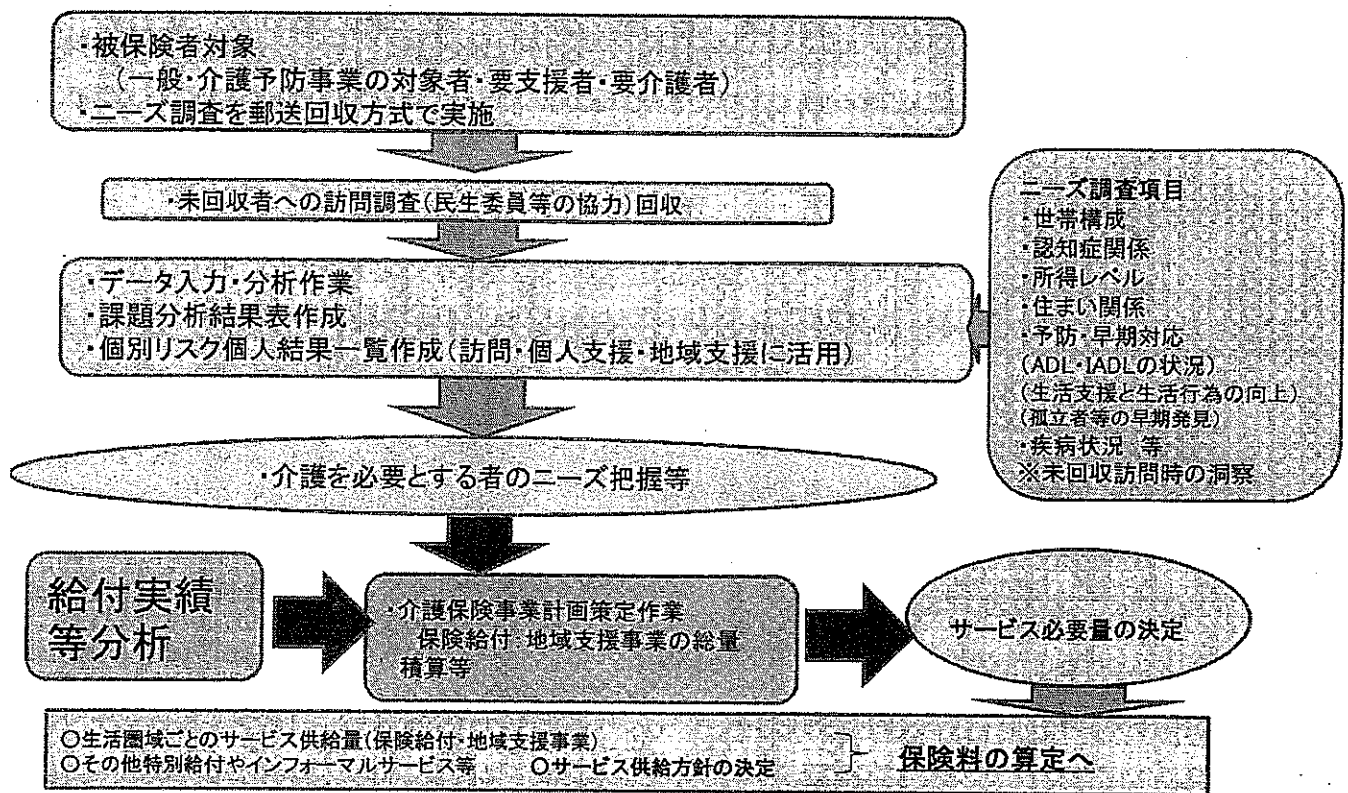
【参考：地域支え合い体制づくり事業の活用について】

※「振興課関係5. 地域支え合い体制づくり事業（平成22年度補正予算）について」を参照

先般情報提供したとおり、平成22年度補正予算における「地域支え合い体制づくり事業」（予算額200億円（介護基盤緊急整備等臨時特例基金を積み増し））の要綱（別記2の2（1）イ②）に規定された「地域における要援護高齢者、障害者及びその家族に関する基礎的事項、サービス利用状況及び課題等を把握及び当該情報を記載した台帳（要援護者マップ）の整備」の事業実施の前置として、日常生活圏域ニーズ調査の実施が行えることとなっているので、実情に応じて実施の検討をお願いしたい。

〔補助基準額：1事業あたり500万円以内〕

日常生活圏域ニーズ調査による計画策定フロー (ごく粗いイメージ)



※上記は典型的なものであり、どこまで実施するかは個別保険者の判断による。

日常生活圏域ニーズ調査実施の主なメリットについて

①日常生活圏域の課題の明確化

- これまでの介護保険事業計画の策定に当たっては、主に「どのようなサービスが利用したいかを、高齢者自身に尋ねる調査」が中心となっていました。しかし、そのような調査では、地域の課題やその地域に居住する高齢者の利用意向のみにとどまらない真のニーズを的確に把握することは難しい面があります。
- 有効な介護保険事業計画を立てるためには、まず地域のニーズを客観的に把握する必要があります。「日常生活圏域ニーズ調査」は、日常生活圏域ごとに高齢者の要介護リスク等の指標を把握・集計することにより、日常生活圏域ごとに必要なサービスの種類・量を見込み、居宅介護・施設介護・地域密着型介護サービス等の基盤整備や地域支援事業・市町村特別給付・保健福祉事業等の構築をどのように進めていくかを政策決定するために行います。したがって、ここでいうニーズとは、日常生活圏域ニーズ調査の結果等をもとに判断した支援の必要性ということを意味します。

日常生活圏域ニーズ調査実施の主なメリットについて

②介護保険事業計画の策定に資する客観的基礎データの整備

- 日常生活圏域ニーズ調査により、例えば、認知症の方が多い地域や閉じこもりの傾向の見られる方が多い地域が明らかになり、認知症デイサービスやグループホーム等の必要量、閉じこもり等の課題に対応した介護予防訪問介護の必要量、介護保険サービス以外の配食や送迎サービスの必要性などが明らかになります。
- 地域のニーズを数量的に把握し、根拠をもってある程度客観的にサービスの整備や事業メニューの構築等を行うことにより、限られた財政のなかで無駄のない介護保険事業を実施することが可能になるとともに、合理的な人員配置や予算配分も可能になるものと考えます。

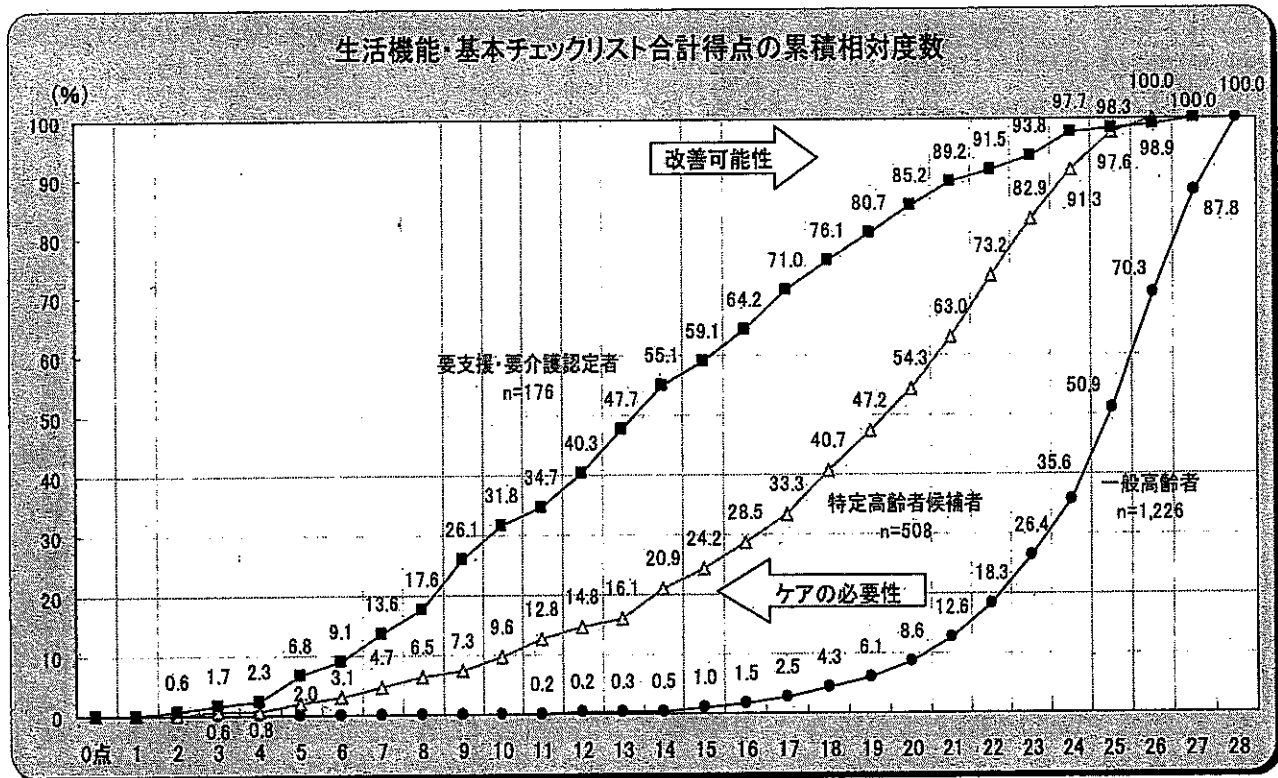
③個人への生活アドバイス表の送付による健康への意識を高める効果

- 平成21年度に先行実施した日常生活圏域ニーズ調査モデル事業では、回答された個人ごとにアドバイスを掲載した個人結果表を作成して返送することで、個人が自身の生活習慣を振り返り健康への意識を高めるきっかけとなりました。個人結果表を返送する際に各個人の状態に適した介護予防教室の案内を同封するといった工夫も考えられます。

④介護予防事業の対象者の同時把握

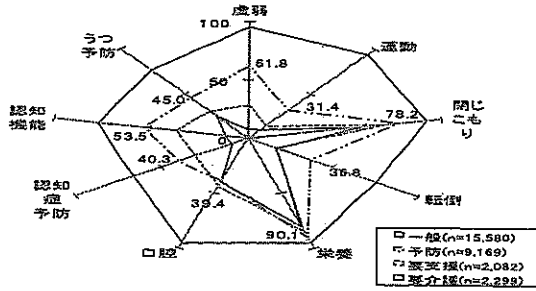
- 日常生活圏域ニーズ調査は、介護予防事業の対象者を把握する基本チェックリストの項目も包含しているため、計画策定のための地域の課題等の把握とあわせて、介護予防事業の対象者の把握も同時に行うことができます。また、本調査の調査対象となった方については、地域での高齢者実態把握で最も重要な課題である、閉じこもり、うつ、孤立・孤独や一人暮らしの認知症高齢者等の早期発見・対応についても可能となります。

日常生活圏域ニーズ調査の生活機能判定の概要（認定者、一般高齢者を通じた指標）



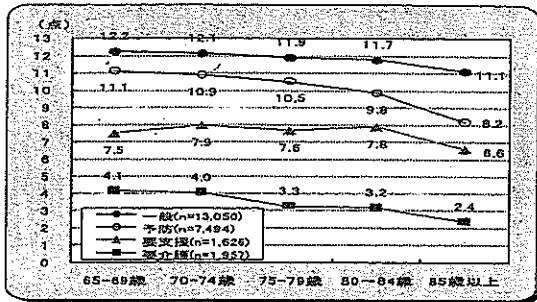
日常生活圏域ニーズ調査のその他のアウトプットのごく粗いイメージ

図表1 生活機能(非該当・リスクなしの割合) 図表2 疾病の状況(既往症)

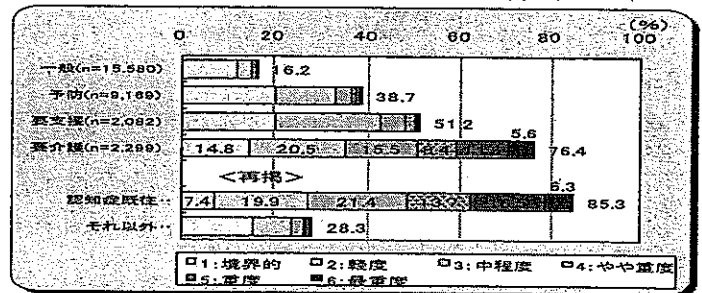


疾病	一般	予防	要支援	要介護
高血圧	37.5	43.8	50.3	41.4
脳卒中	11.5	4.0	10.6	16.9
心臓病	9.2	16.7	24.3	20.3
糖尿病	10.1	13.3	15.1	15.3
高脂血症	8.0	8.5	8.0	5.4
呼吸器系	7.2	12.0	13.1	14.3
消化器系	15.3	20.7	22.8	13.1
泌尿器・生殖器系	8.8	11.9	14.8	15.2
筋骨格系	10.2	23.7	42.4	28.5
外傷・中薬	1.7	3.2	4.1	4.2
がん	5.5	6.4	7.4	7.8
血液・免疫	0.9	2.0	3.1	2.6
感染症等	0.2	0.4	1.0	0.9
認知症	0.2	1.5	4.3	27.3
神経系	1.5	3.7	5.4	5.6
目	21.9	33.4	46.1	35.5
耳	7.4	12.1	14.7	10.4
皮膚	6.9	9.1	11.8	10.8
歯科	43.4	41.2	35.5	28.1

図表3 認定状況別生活機能得点



図表4 認知機能の障害程度別割合(CPS)



(2) 計画における記載事項の充実強化について

全国一律の画一的なものではなく、各地域ごとの地域特性等の実情に応じたシステムである地域包括ケアシステムの構築を推進するに当たっては、①地域課題、②地域資源の状況、③高齢化の進展状況等、地方自治体によって、それぞれ状況が異なることから、地方自治体の実情に応じて優先的に取り組むべき以下の重点事項を、地方自治体が判断のうえ選択して第5期計画に位置づける等、段階的に計画の記載内容を充実強化させることが重要である (別添参考資料2)。

重点記載事項

①認知症支援策の充実

(例：喫緊の課題である認知症について対策の充実を図るため、地域における的確なニーズの把握と対応、サポート体制の整備等)

②在宅医療の推進

(例：市町村における医療との連携の工夫、医療サービスに関する計画との調和等)

③高齢者に相応しい住まいの計画的な整備

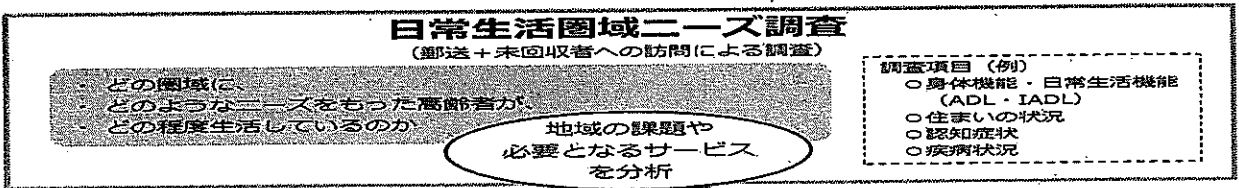
(例：高齢者の住まいに関する計画との調和、サービス付高齢者住宅の供給目標の記載等)

④生活支援サービス(介護保険外サービス)

(例：見守り、配食、買い物等、多様な生活支援サービスの確保等)

医療や住まいとの連携も視野に入れた
第5期介護保険事業（支援）計画の策定

- 地域包括ケアの実現を目指すため、第5期計画（平成24～26年度）では次の取組を推進。
- ・ 日常生活圏域ニーズ調査を実施し、地域の課題・ニーズを的確に把握
- ・ 計画の内容として、認知症支援策、在宅医療、住まいの整備、生活支援を位置付け



2. 第5期計画の策定に当たっての留意点について

第5期計画の作成については、平成23年度末頃の決定・公表に至るまでの間、国が示す基本指針等を踏まえ、各市町村・都道府県において、様々な作業を進めていただくこととなる。

第5期計画の策定に当たっては、

①第4期から第5期までの自然増等の介護サービスの見込量に関する各種要因を勘案するとともに、

②日常生活圏域ニーズ調査により地域の課題を的確に把握し、より地域の実情に応じた各サービスの過不足のない必要なサービス量の設定等、より精緻な事業量等の見込みを行っていただきたい。

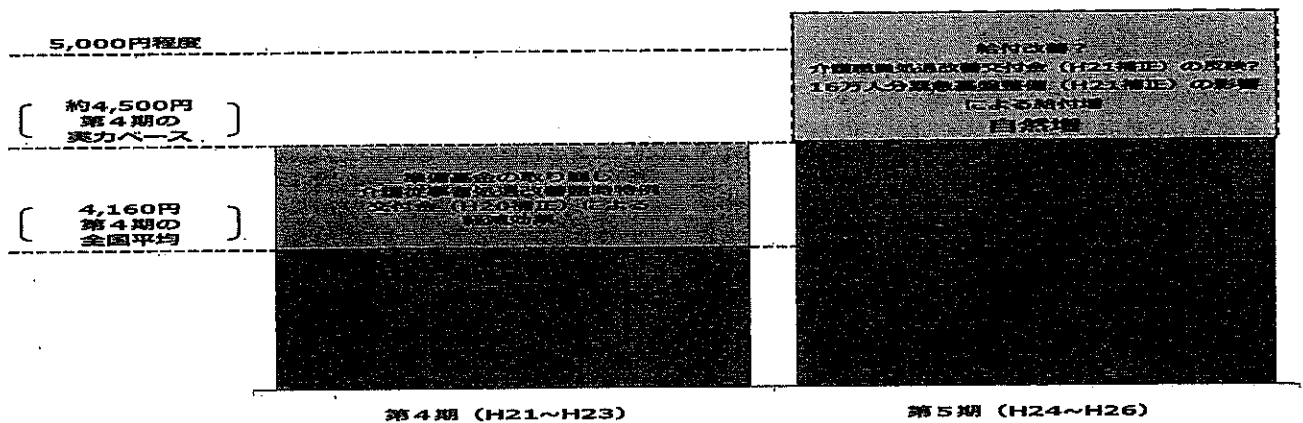
また、

①介護従事者処遇改善臨時特例交付金による第4期保険料の軽減効果、

②介護給付費準備基金の取崩しによる第4期保険料の軽減効果

により、第4期の保険料水準が実力ベースより低く抑えられていたことにも御留意いただきたい。

第5期の介護保険料



3. 第5期介護給付等対象サービスの見込量の推計手順（ワークシート）の粗いイメージ

第5期計画におけるサービス量の見込み等を円滑に行うことを支援する観点から、これまでと同様、市町村（保険者）に介護給付等対象サービスの見込量の推計手順（以下「ワークシート」という。）について本年6月頃を目途に配布することを予定している。

第5期計画におけるワークシートの第1の特徴は、①保険者が自らの地域の現状を踏まえたサービス量を見込めるとともに、②例えば、人口規模が同程度の他保険者の現状を踏まえた場合のサービス提供量等、自らの目標を定める際に参考となるような幾つかのデータを提供することを検討している。

第2の特徴は、各サービス種類ごとの見込量を算出できることに加え、当該地域内で第5期に提供される介護給付等の地域密着型比率、在宅比率、施設・居住系比率等を分類できるようにし、これらの数値を参考に活用し、例えば地域密着型比率を高める等の工夫を行いやすくすることを検討している。

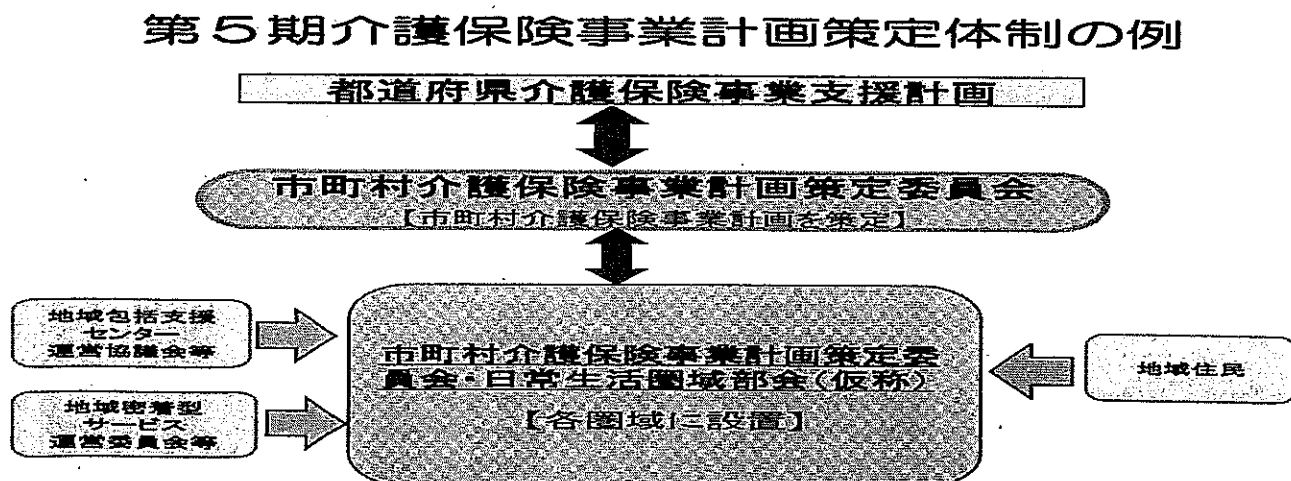
第3の特徴は、今までは手入力であった給付費等の介護給付等実績データについて、一定程度レセプトデータから取り込むことができる機能を付与し、保険者の事務負担の軽減が図られるような仕組みを検討している。

現時点においては、このようなイメージで第5期のワークシートの検討を行っている。

4. 計画の策定体制の例について

日常生活圏域ごとのサービス整備を促進していくための手段として、市町村介護保険事業計画の策定に当たって、日常生活圏域ごとに「日常生活圏域部会（仮称）」を設置し、日常生活圏域ニーズ調査や給付分析等を通じて把握した地域の諸課題を踏まえて、サービスの整備方針を検討していくことが考えられる。

この「日常生活圏域部会（仮称）」に、既存の地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会等の地域団体や地域住民が参加することにより、ニーズに即したサービス整備が図りやすくなるものと考えられる。



5. 第5期の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の基本的な考え方について

現段階における第5期の基本指針（案）については、以下のような基本的事項を予定している。

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の基本的な考え方(案)

I. 介護保険事業計画に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(案)について

- 各自治体の「第5期介護保険事業計画」(平成24～26年度)作成のための基本的な指針を示すもの。
- ※ 今回の一部改正は、現行の「第4期介護保険事業計画」(平成21～23年度)作成のための基本指針の一部改正。

○基本的な考え方は以下のとおりである。

【基本的事項】

■ 基本的理念

- ・地域包括ケアの一層の推進

■ 要介護者等の実態の把握

- ・日常生活圏域ニーズ調査の積極的な実施

■ 今後地域で必要と考えられる以下の4事項について、地方自治体が地域の実情に応じて優先すべき重点事項を選択して取り組むことができるように計画の記載事項に追加(任意)

- ① 認知症支援策の充実
- ② 在宅医療の推進
- ③ 高齢者に相応しい住まいの計画的な整備(住まいに関する計画との調和を確保等)
- ④ 生活支援サービス(介護保険外サービス)

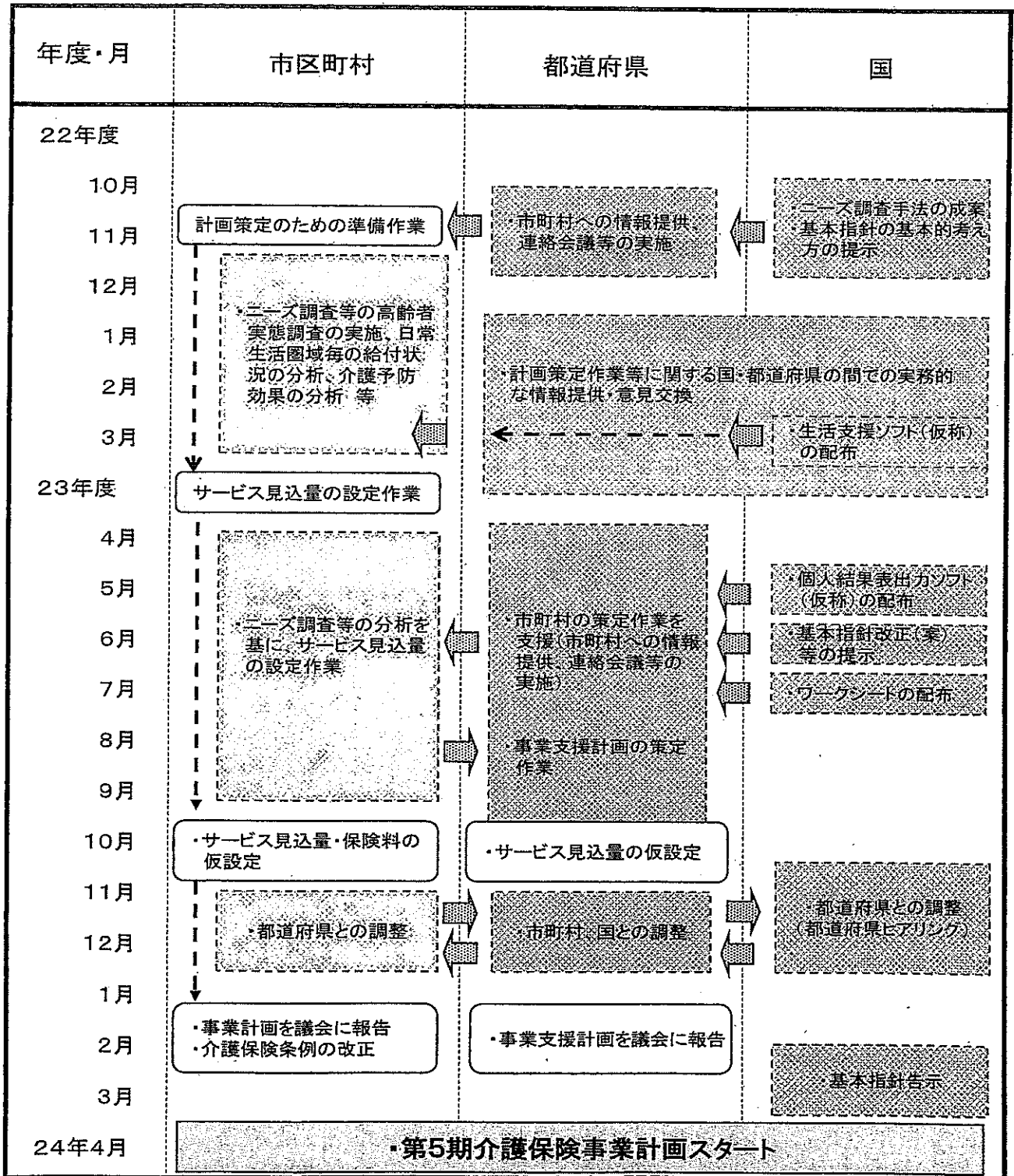
(参考)

- ・37%参酌標準の撤廃 → 平成22年10月7日改正済

6. 第5期計画の策定に向けた主なスケジュール（予定）

- 現時点で想定される第5期計画の策定に向けた主な予定は、地方自治体の事務実施に支障を生じないこと等に留意のうえ、次のようなスケジュールを考えている。

第5期介護保険事業計画の策定スケジュール（イメージ）



7. 生活支援ソフト（仮称）の配布について

日常生活圏域ニーズ調査の対象となった高齢者の状況について様々に分析し、支援の必要性等を検討しやすくするための「生活支援ソフト」（仮称）を、第5期計画におけるサービス量の見込み等を円滑に行うことを支援する観点から、本年3月中を目途に保険者に無償提供する予定である（別添参考資料3）。 p 115~

8. 個人結果出力システム（仮称）の配布について

日常生活圏域ニーズ調査を回答された個人ごとにアドバイスを掲載した個人結果表を作成して返送することで、個人が自身の生活習慣を振り返り健康への意識を高めるきっかけとなることがモデル事業の結果から報告されている。

このため、日常生活圏域ニーズ調査の結果を高齢者に情報提供するための「個人結果表出力システム」（仮称）を、保険者における個別ケアの推進を支援する観点から、本年5月以降を目途に保険者に無償提供する方向で現在調整中である。

9. 介護保険事業計画の策定テキストについて

保険者における第5期計画の策定事務を円滑に行うことを支援する観点から、本年4月を目途に保険者へ情報提供する予定である。

（参考）介護保険事業計画の策定テキストの目次の構成（イメージ）

- ◆ 第5期事業計画の策定にあたって、次に掲げる目次項目に対し、その作成手法や明記する事項に関するポイント等を解説するイメージ。

《総論》

I 計画策定にあたって

- 第1節 計画策定の背景
- 第2節 計画の課題
- 第3節 計画の理念・目的・基本方針
- 第4節 法令等の根拠
- 第5節 計画策定に向けた取組及び体制
- 第6節 計画の期間
- 第7節 他制度による計画等の整合調和（地域包括ケア計画のイメージ）
- 第8節 計画推進に向けて

II 高齢者・要介護認定者（要支援）の現状

第1節 高齢者の現状

第2節 要介護（要支援）認定者の現状

第3節 日常生活圏域ニーズ調査（詳細な高齢者生活実態調査）

III 介護保険事業の現状

第1節 給付実績（分析含む）の現状

第2節 サービス資源（基盤）の現状（計画基盤整備実績含む）

IV 介護保険事業計画の概要

第1節 人口及び被保険者数の推計

第2節 要介護（要支援）認定者数の推計

第3節 サービス利用者数及び利用量の見込みの推計

V 介護給付費等対象サービスの計画

第1節 居宅サービス（介護給付）

第2節 地域密着型サービス

第3節 介護予防サービス

第4節 施設サービス

第5節 各サービス別給付費の推移

VI 地域支援事業

第1節 地域支援事業の現状（地域包括支援センター及び各事業別記載）

第2節 地域支援事業の展開（推計：各事業別「地域生活支援サービス」）

VII 重点的に取り組む事が望ましい事項（別冊の事例集）

第1節 高齢者に相応しい住まいの計画的な整備

第2節 在宅医療の推進

第3節 認知症支援策の充実

第4節 生活支援サービス

※ これらの重点事項にどのように取り組むことが考えられるかについて、一部自治体の先進事例等に基づき、今後、例示的に解説する予定。

VIII 第1号被保険者保険料の見込み

IX サービス基盤整備（広域分・地域密着分）

X 互助・インフォーマルな支援計画

10. 施設・居住系サービスの定員設定と指定拒否の仕組み（以下「総量規制」という。） の規制・制度改革の状況について

介護総量規制の緩和については、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）における内閣府の参考資料の中において、今後行政刷新会議規制・制度改革に関する分科会において引き続き検討する事項とされたところ。

その後、平成23年1月26日には行政刷新会議の規制・制度改革に関する分科会において検討項目とされたため、現在協議を行っているところである。

本事案については、地方自治体にとって計画的なサービスの整備と介護保険財政に深く関わる案件であるため、あらためて情報提供するとともに、貴管内の市区町村に対しても、その周知方宜しく願います。

今後、内閣府との折衝等、状況の変化があれば実情に応じ適宜情報提供を行う予定。

総量規制について

- 総量規制とは、介護保険法第117条及び第118条に基づき介護保険事業計画に定められた定員数に既に達しているが、又は当該申請に係る指定によってこれを越える場合、その他計画の達成に支障が生じるおそれがあると認める場合には、都道府県知事・市町村長は事業者の指定等を拒否できるとされている。

<対象サービス(地域密着型サービスを含む。)>

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護専用型特定施設
- ・認知症高齢者グループホーム

※混合型特定施設(任意)

介護保険制度の見直しに関する意見 (社会保障審議会介護保険部会 (H22.11.29)) (抜粋)

- なお、現行の施設・居住系サービスの定員設定と指定拒否の仕組み(いわゆる「総量規制」)については、保険者が地域の高齢者のニーズを踏まえ、施設・居住系サービスの基盤を一体的かつ計画的に整備するために有効に機能している重要な制度であり、今後も現行制度の規制の内容や対象をそのまま維持する必要がある。

高齢者(一般高齢者)アンケート調査(案)**【調査ご協力のお願い】**

日頃から、本市の高齢者福祉行政に、ご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本調査は、佐倉市の第5期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定の基礎資料とするため、生活の実態や生活支援ニーズなどをおうかがいするものです。アンケート調査をお願いする方は、市内にお住まいの65歳以上の方を対象に無作為に選ばせていただきました。

なお、この調査への回答は統計的に処理しますので、個人が明らかになるなど、ご回答いただいた方にご迷惑をおかけすることはございません。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、アンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成23年 月

佐倉市長 藤 和雄

【ご記入にあたってのお願い】

- 1 ご記入は、ボールペンまたは鉛筆でお願いいたします。
- 2 この調査は、あて名のご本人がお答えください。
- 3 ご本人がお答えできない場合には、ご家族の方などが、ご本人の立場に立ってお答えください。
- 4 回答は、平成23年 月 日現在の状況でお答えください。
- 5 回答は、あてはまる項目の番号を○で囲ってください。「その他」に○をつけた場合は、なるべく具体的に内容をご記入ください。
- 6 ご回答いただいた調査票は、 月 日()までに同封された返信用の封筒(切手不要)を使って、投函してください。
- 7 調査の内容や記入の方法などについて、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

佐倉市役所 福祉部 高齢者福祉課 (担当:)
電話: 043-484-6243 (直通) 043-484-1111 (代表)

裏面へ続く→

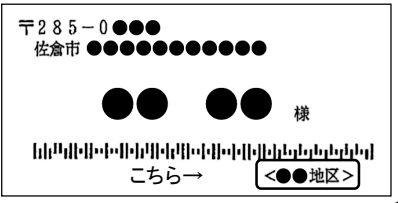
★日常生活圏域ニーズ調査★

【調査票】

調査票記入後は、3つ折りにし同封の返信用封筒に入れて、〇月〇〇日(△)までに投函してください。

記入日	平成 年 月 日
調査票を記入されたのはどなたですか。○をつけてください。	
1. あて名のご本人が記入	
2. ご家族が記入 (あて名のご本人からみた続柄_____)	
3. その他	

あて名ご本人の性別と年齢（平成23年 月 日現在）について、お答えください。
(○はそれぞれ1つ)

性別	1 男性	2 女性	
年齢	1 65～69歳	2 70～74歳	3 75～79歳
	4 80～84歳	5 85～89歳	6 90歳以上
住まいの地域	1 佐倉地区	2 臼井地区	<p>封筒の宛名に記載されている地区と同じものに○を付けてください。</p> 
	3 志津地区	4 根郷地区	
	5 和田地区	6 弥富地区	
	7 千代田地区		

質問の該当する答えの番号に○をつけ、数字記入欄は数字を記入してください。

問1	あなたのご家族や生活状況について
Q1. 家族構成をお教えてください	
1. 一人暮らし ⇒ Q2へ	2. 家族などと同居（二世帯住宅を含む） ⇒ Q1-1、2へ
3. その他（施設入居など） ⇒ Q2へ	
（家族などと同居されている方のみ）	
Q1-1. <u>ご自分を含めて</u> 何人で暮らしていますか。また、同居されている方はどなたですか（いくつでも）	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 20px; vertical-align: middle;"></div> 人	
1. 配偶者(夫・妻) 2. 息子 3. 娘 4. 子の配偶者 5. 孫 6. 兄弟・姉妹 7. その他	
Q1-2. (家族などと同居されている方のみ) 日中、一人になることがありますか	
1. よくある 2. たまにある 3. ない	
Q2. あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか	
1. 介護・介助は必要ない ⇒ Q3へ	
2. 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない ⇒ Q2-1へ	
3. 現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む） ⇒ Q2-1～3へ	
Q2-1. (介護・介助が必要な方のみ) 介護・介助が必要になった主な原因はなんですか（いくつでも）	
1. 脳卒中（脳出血・脳梗塞等） 2. 心臓病 3. がん（悪性新生物）	
4. 呼吸器の病気(肺気腫・肺炎等) 5. 関節の病気(リウマチ等) 6. 認知症(アルツハイマー病等)	
7. パーキンソン病 8. 糖尿病 9. 視覚・聴覚障害 10. 骨折・転倒 11. 脊椎損傷	
12. 高齢による衰弱 13. その他（ ） 14. 不明	
Q2-2. (介護・介助を受けている方のみ) 主にどなたの介護・介助を受けていますか	
1. 配偶者(夫・妻) 2. 息子 3. 娘 4. 子の配偶者 5. 孫 6. 兄弟・姉妹	
7. 介護サービスのヘルパー 8. その他（ ）	
Q2-3. (介護・介助を受けている方のみ) 主に介護・介助している方の年齢は、次のどれですか	
1. 65歳未満 2. 65～74歳 3. 75～84歳 4. 85歳以上	
Q3. 年金の種類は次のどれですか	
1. 国民年金 2. 厚生年金（企業年金あり） 3. 厚生年金（企業年金なし）	
4. 共済年金 5. 無年金 6. その他（ ）	
Q4. 現在、収入のある仕事をしていますか	
1. はい 2. いいえ	
Q5. 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか	
1. 苦しい 2. やや苦しい 3. ややゆとりがある 4. ゆとりがある	
Q6. お住まいは一戸建て、または集合住宅のどちらですか	
1. 一戸建て 2. 集合住宅	
Q7. お住まいは、次のどれにあたりますか	
1. 持家 2. 民間賃貸住宅 3. 公営賃貸住宅(市・県営、都市機構、公社等) 4. 借間 5. その他	
Q8. お住まい(主に生活する部屋)は2階以上にありますか	
1. はい 2. いいえ	
⇒ Q8-1へ ⇒ 問2へ	
Q8-1. (2階以上の方) お住まいにエレベーターは設置されていますか	
1. はい 2. いいえ	

問2	運動・閉じこもりについて	
Q1. 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	1. はい	2. いいえ
Q2. 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	1. はい	2. いいえ
Q3. 15分位続けて歩いていますか	1. はい	2. いいえ
Q4. 5m以上歩けますか	1. はい	2. いいえ
Q5. 週に1回以上は外出していますか	1. はい	2. いいえ
Q6. 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	2. いいえ
Q7. 外出を控えていますか	1. はい	2. いいえ ⇒ Q7-1へ ⇒ Q8へ
Q7-1. (外出を控えている方のみ) 外出を控えている理由は、次のどれですか (いくつでも)	1. 病気 2. 障害(脳卒中の後遺症など) 3. 足腰などの痛み 4. トイレの心配(失禁など) 5. 耳の障害(聞こえの問題など) 6. 目の障害 7. 外での楽しみがない 8. 経済的に出られない 9. その他()	
Q8. 買物、散歩で外出する頻度はどのくらいですか (それぞれ1つ)	A. 買物…1. ほぼ毎日 2. 週4、5日 3. 週2、3日 4. 週1日 5. 週1日未満 B. 散歩…1. ほぼ毎日 2. 週4、5日 3. 週2、3日 4. 週1日 5. 週1日未満	
Q9. 外出する際の移動手段は何ですか (いくつでも)	1. 徒歩 2. 自転車 3. バイク 4. 自動車(自分で運転) 5. 自動車(人に乗せてもらう) 6. 電車 7. 路線バス 8. 病院や施設のバス 9. 車いす 10. 電動車いす(カート) 11. 歩行器・シルバーカー 12. タクシー 13. その他()	

問3	転倒予防について	
Q1. この1年間に転んだことがありますか	1. はい	2. いいえ
Q2. 転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	2. いいえ
Q3. 背中が丸くなってきましたか	1. はい	2. いいえ
Q4. 以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか	1. はい	2. いいえ
Q5. 杖を使っていますか	1. はい	2. いいえ

問4		口腔・栄養について	
Q1.	6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	2. いいえ
Q2.	身長 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> cm 体重 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> kg		
Q3.	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	2. いいえ
Q4.	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	2. いいえ
Q5.	口の渇きが気になりますか	1. はい	2. いいえ
Q6.	歯磨き（人にやってもらう場合も含む）を毎日していますか	1. はい	2. いいえ
Q7.	定期的に歯科受診（健診を含む）をしていますか	1. はい	2. いいえ
Q8.	入れ歯を使用していますか	1. はい	2. いいえ
		⇒ Q8-1,2へ	⇒ 問5へ
Q8-1.	（入れ歯のある方のみ）噛み合わせは良いですか	1. はい	2. いいえ
Q8-2.	（入れ歯のある方のみ）毎日入れ歯の手入れをしていますか	1. はい	2. いいえ

問5		物忘れについて	
Q1.	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると 言われますか	1. はい	2. いいえ
Q2.	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	1. はい	2. いいえ
Q3.	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	2. いいえ
Q4.	5分前のことが思い出せますか	1. はい	2. いいえ
Q5.	その日の活動（食事をする、衣服を選ぶなど）を自分で判断できますか		
	1. 困難なくできる		
	2. いくらか困難であるが、できる		
	3. 判断するときに、他人からの合図や見守りが必要		
	4. ほとんど判断できない		
Q6.	人に自分の考えをうまく伝えられますか		
	1. 伝えられる		
	2. いくらか困難であるが、伝えられる		
	3. あまり伝えられない		
	4. ほとんど伝えられない		

問6	日常生活について		
Q1. バスや電車で一人で外出していますか（自家用車でも可）	1. している 2. できるけどしていない 3. できない		
Q2. 日用品の買物をしていますか	1. している 2. できるけどしていない 3. できない		
Q3. 自分で食事の用意をしていますか	1. している 2. できるけどしていない 3. できない		
Q4. 請求書の支払いをしていますか	1. している 2. できるけどしていない 3. できない		
Q5. 預貯金の出し入れをしていますか	1. している 2. できるけどしていない 3. できない		
Q6. 食事は自分で食べられますか	1. できる 2. 一部介助（おかずを切ってもらうなど）があればできる 3. できない		
Q7. 寝床に入るとき、何らかの介助を受けますか	1. 受けない 2. 一部介助が必要 3. 全面的な介助が必要		
Q8. 座っていることができますか	1. できる 2. 支えが必要 3. できない		
Q9. 自分で洗面や歯磨きができますか	1. できる 2. 一部介助があればできる 3. できない		
Q10. 自分でトイレができますか	1. できる 2. 一部介助（他人に支えてもらう）があればできる 3. できない		
Q11. 自分で入浴ができますか	1. できる 2. 一部介助（他人に支えてもらう）があればできる 3. できない		
Q12. 50m以上歩けますか	1. できる 2. 一部介助（他人に支えてもらう）があればできる 3. できない		
Q13. 階段を昇り降りできますか	1. できる 2. 介助があればできる 3. できない		
Q14. 自分で着替えができますか	1. できる 2. 介助があればできる 3. できない		
Q15. 大便の失敗がありますか	1. ない 2. ときどきある 3. よくある		
Q16. 尿もれや尿失禁がありますか	1. ない 2. ときどきある 3. よくある		
Q17. 家事全般ができていますか	1. できている 2. できていない		

問7	社会参加について	
Q1. 年金などの書類（役所や病院などに出す書類）が書けますか	1. はい	2. いいえ
Q2. 新聞を読んでいますか	1. はい	2. いいえ
Q3. 本や雑誌を読んでいますか	1. はい	2. いいえ
Q4. 健康についての記事や番組に関心がありますか	1. はい	2. いいえ
Q5. 友人の家を訪ねていますか	1. はい	2. いいえ
Q6. 家族や友人の相談にのっていますか	1. はい	2. いいえ
Q7. 何かあったときに、家族や友人・知人などに相談をしていますか	1. はい	2. いいえ ⇒ Q7-1へ ⇒ Q8へ
Q7-1. （相談している方のみ）相談相手を教えてください（いくつでも） 1. 配偶者(夫・妻) 2. 息子 3. 娘 4. 子の配偶者 5. 兄弟・姉妹 6. 友人・知人 7. 医師・歯科医師・看護師 8. 民生委員 9. 自治会・町内会 10. 高齢者クラブ 11. 社会福祉協議会 12. 地域包括支援センター 13. ケアマネジャー 14. 市役所 15. その他（ ）		
Q8. 病人を見舞うことができますか	1. はい	2. いいえ
Q9. 若い人に自分から話しかけることがありますか	1. はい	2. いいえ
Q10. 趣味はありますか	1. はい	2. いいえ
Q11. 生きがいはありますか	1. はい	2. いいえ
Q12. 地域活動等に参加していますか（いくつでも） 1. 祭り・行事 2. 自治会・町内会 3. サークル・自主グループ（住民グループ） 4. 高齢者クラブ 5. ボランティア活動 6. その他（ ） 7. 参加していない		

問8	健康について
Q1. 普段、ご自分で健康だと思いますか 1. とても健康 2. まあまあ健康 3. あまり健康でない 4. 健康でない	
Q2. 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか（いくつでも） 1. 高血圧 2. 脳卒中(脳出血・脳梗塞等) 3. 心臓病 4. 糖尿病 5. 高脂血症(脂質異常) 6. 呼吸器の病気(肺炎や気管支炎等) 7. 胃腸・肝臓・胆のうの病気 8. 腎臓・前立腺の病気 9. 筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等) 10. 外傷(転倒・骨折等) 11. がん(新生物) 12. 血液・免疫の病気 13. うつ病 14. 認知症(アルツハイマー病等) 15. パーキンソン病 16. 目の病気 17. 耳の病気 18. その他() 19. ない	
Q3. 現在、医師の処方した薬を何種類飲んでいますか 1. 1種類 2. 2種類 3. 3種類 4. 4種類 5. 5種類以上 6. 飲んでいない	
Q4. 現在、病院・医院(診療所、クリニック)に通院していますか 1. はい 2. いいえ ⇒ Q4-1, 2へ ⇒ Q5へ	
Q4-1. (通院している方のみ) その頻度は次のどれですか。 1. 週1回以上 2. 月2~3回 3. 月1回程度 4. 2ヶ月に1回程度 5. 3ヶ月に1回程度	
Q4-2. (通院している方のみ) 通院に介助が必要ですか 1. はい 2. いいえ	
Q5. 以下の在宅サービスを利用していますか（いくつでも） 1. 訪問診療(医師の訪問) 2. 訪問介護 3. 夜間対応型訪問介護 4. 訪問入浴介護 5. 訪問看護 6. 訪問リハビリテーション 7. 通所介護(デイサービス) 8. 認知症対応型通所介護 9. 通所リハビリテーション(デイケア) 10. 小規模多機能型居宅介護 11. 短期入所(ショートステイ) 12. 医師や薬剤師などによる療養上の指導(居宅療養管理指導) 13. その他()	
Q6. お酒は飲みますか 1. ほぼ毎日飲む 2. 時々飲む 3. ほとんど飲まない 4. もともと飲まない	
Q7. タバコは吸っていますか 1. ほぼ毎日吸っている 2. 時々吸っている 3. 吸っていたがやめた 4. もともと吸っていない	
Q8. (ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない 1. はい 2. いいえ	
Q9. (ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった 1. はい 2. いいえ	
Q10. (ここ2週間) 以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じられる 1. はい 2. いいえ	
Q11. (ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない 1. はい 2. いいえ	
Q12. (ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする 1. はい 2. いいえ	

※本調査は、国により示された日常生活圏域ニーズ調査のアンケート内容を、一部改正して作成したものです。

ご協力ありがとうございました。これで調査はすべて終了です。

ご回答いただいた調査票は、同封の返信用の封筒(切手不要)に入れ、 月 日
までに投函してください。

要介護（要支援）認定者サービスアンケート調査（案）

【調査ご協力のお願い】

日頃から、本市の高齢者福祉行政に、ご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本調査は、佐倉市の第5期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定の基礎資料とするため、介護サービスの利用状況や介護に対する要望などをおうかがいするものです。アンケート調査をお願いする方は、市内にお住まいで、介護保険の在宅サービスを利用されている方を対象に無作為に選ばせていただきました。

なお、この調査への回答は統計的に処理しますので、個人が明らかになるなど、ご回答いただいた方にご迷惑をおかけすることはございません。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、アンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成23年 月

佐倉市長 藤 和雄

【ご記入にあたってのお願い】

- 1 ご記入は、ボールペンまたは鉛筆でお願いいたします。
- 2 この調査は、あて名のご本人がお答えください。
- 3 ご本人がお答えできない場合には、ご家族の方などが、ご本人の立場に立ってお答えください。
- 4 回答は、平成23年 月 日現在の状況でお答えください。
- 5 回答は、あてはまる項目の番号を○で囲ってください。「その他」に○をつけた場合は、なるべく具体的に内容をご記入ください。
- 6 ご回答いただいた調査票は、 月 日（ ）までに同封された返信用の封筒（切手不要）を使って、投函してください。
- 7 調査の内容や記入の方法などについて、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

佐倉市役所 福祉部 高齢者福祉課 （担当： ）
電話：043-484-6243（直通） 043-484-1111（代表）

★ あて名のご本人が、平成23年 月現在、介護保険施設等に入所されている場合や回答できない場合は、その理由を下記から選んで○をつけ、ご家族の方などがご本人に代わって回答いただける場合には、次のページからの各問に回答をお願いします。回答いただけない場合にはそのままご返送ください。

- | | |
|--|-------------|
| 1 介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所中 | |
| 2 病院に長期入院中 | |
| 3 認知症高齢者グループホームに入所中 | |
| 4 有料老人ホームに入所中 | 5 その他の理由（ ） |

裏面へ続く→

問6 ご本人の家族構成をお答えください。(○は1つ)

- | |
|--------------------------------------|
| 1 ひとり暮らし |
| 2 夫婦ふたり暮らし |
| 3 高齢者(65歳以上)のみの世帯(例:高齢の親や高齢の兄弟姉妹と同居) |
| 4 同居世帯(子どもや孫など多世代の家庭など同居) |
| 5 その他の世帯() |

問7 ご本人を主に介護している家族はどなたですか。(○は1つ)

- | | | |
|-----------|----------|-----------------|
| 1 夫・妻 | 2 子ども | 3 孫 |
| 4 子どもの配偶者 | 5 孫の配偶者 | 6 親 |
| 7 兄弟・姉妹 | 8 その他() | 9 介護してくれる家族はいない |

問8 問7で「1」～「8」を選んだ方にお聞きします。ご本人を主に介護している方の状況について、次の1)～5)についてお答えください。(○はそれぞれ1つずつ)

1) 年齢	1 29歳以下	2 30～39歳	3 40～49歳
	4 50～59歳	5 60～64歳	6 65～69歳
	7 70～74歳	8 75歳以上	
2) 性別	1 男性	2 女性	
3) 介護者の住まい	1 同居している		
	2 佐倉市内		
	3 八千代市、成田市、八街市、印西市、酒々井町		
	4 千葉県内(八千代市、成田市、八街市、印西市、酒々井町を除く)		
	5 その他()		
4) 仕事の有無	1 仕事をしている		
	2 介護のため辞めた		
	3 以前からしていない		
5) 健康の状態	1 おおむね健康	2 健康に不安がある	3 病気や障がいがある

ご本人の住まいと今後の希望についておうかがいします

問9 ご本人の住まいは次のうちどれですか。(○は1つ)

- | | | |
|-----------|-------------|-----------|
| 1 一戸建て持ち家 | 2 一戸建て借家 | 3 分譲マンション |
| 4 賃貸マンション | 5 県営住宅・市営住宅 | 6 アパート |
| 7 社宅、官舎 | 8 その他() | |

問10 現在のお住まいは在宅介護に適していると思いますか。(○は1つ)

- | | |
|-------|------|
| 1 いいえ | 2 はい |
|-------|------|

↓
次ページの間10-1へ

問 10-1 問 10で「1 いいえ」を選んだ方にお聞きします。どこが適していないと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | |
|------------------------|
| 1 ご本人の専用の居室がないこと |
| 2 室内、室外に段差があり、移動に支障がある |
| 3 階段がある |
| 4 室内や廊下に手すりが付いていない |
| 5 廊下などの通路が狭い |
| 6 エレベーターが必要なこと |
| 7 風呂場に介助者が一緒に入れない |
| 8 浴槽の立ち上がりが高い |
| 9 風呂場に手すりが付いていない |
| 10 風呂場のドアが開けにくい |
| 11 トイレに介助者が一緒に入れない |
| 12 トイレが車椅子で利用できない |
| 13 トイレに手すりが付いていない |
| 14 トイレのドアが開けにくい |
| 15 その他 () |

問 10-2 問 10で「1 いいえ」を選んだ方にお聞きします。在宅生活を続けるために、今後住まいを改修する計画はありますか。 (○は1つ)

- | | |
|-------------|-------|
| 1 <u>はい</u> | 2 いいえ |
|-------------|-------|

問 10-3 問 10-2で「1 はい」を選んだ方にお聞きします、どこを改善したいですか。

(あてはまるものすべてに○)

- | |
|---------------|
| 1 段差を解消する |
| 2 階段に昇降機を設置する |
| 3 エレベーターを設置する |
| 4 手すりを取り付ける |
| 5 移動用リフトを設置する |
| 6 風呂場を改修する |
| 7 トイレを改修する |
| 8 ドアを引き戸にする |
| 9 その他 () |

※住宅改修とは

自宅でより安全な生活が確保できるようにするため、住宅設備などの改修を行い、移動しやすく、暮らしやすい環境にすることを目的としています。

住宅改修に係る費用の内、9割が介護保険の給付対象(上限額:20万円)となり、残りの1割部分が自己負担となります。

介護保険サービスの利用状況についておうかがいします

問 11 以下の介護保険サービスについて、①利用していますか、②今後利用したいと思いますか。
 (1～21のサービスごとに、①②それぞれ1つずつに○)

サービスの種類と内容	①利用状況		②利用意向	
	利用している	利用していない	利用したい 今後(今後も)	利用したいとは思わない
例) 訪問介護				
ホームヘルパーなどが家庭を訪問して、身体介護や家事援助を行うサービス	○ 1	2	○ 1	2
1) 訪問介護(ホームヘルプサービス)				
ホームヘルパーなどが家庭を訪問して、食事、入浴、排せつなどの身体介護や、掃除、洗濯、食事づくりなどの家事援助を行うサービス	1	2	1	2
2) 訪問入浴介護				
寝たきりの高齢者等の家庭を入浴車等で訪問し、入浴の介助をするサービス	1	2	1	2
3) 訪問看護				
看護師などが在宅の高齢者等を訪問し、医師の指示に基づいて病状の観察や床ずれの手当などを行うサービス	1	2	1	2
4) 訪問リハビリテーション				
理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問し、医師の指示に基づいて日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション(機能訓練)などを行うサービス	1	2	1	2
5) 通所介護(デイサービス)				
デイサービスセンター(日帰り介護施設)において、食事、入浴の提供など日常生活の世話、機能訓練などを行うサービス	1	2	1	2
6) 通所リハビリテーション(デイケア)				
病院・老人保健施設等に通ってリハビリテーションを行うサービス	1	2	1	2
7) 短期入所生活介護(ショートステイ)				
在宅の要介護者等が、特別養護老人ホームなどに短期入所して、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の世話等を受けるサービス	1	2	1	2

サービスの種類と内容	①利用状況		②利用意向	
	利用している	利用していない	利用したい 今後（今後も）	利用したいとは思わない
8) 短期入所療養介護（ショートステイ）				
介護老人保健施設などに短期入所して、医療や看護、機能訓練を受けるサービス	1	2	1	2
9) 福祉用具の貸与				
心身の機能が低下した高齢者に車いすやベッドなど日常生活の自立を助ける用具を貸与するサービス	1	2	1	2
10) 居宅療養管理指導				
医師、歯科医師、薬剤師等が訪問して療養生活を送るために必要な指導を行うサービス	1	2	1	2
11) 認知症高齢者グループホーム				
認知症の状態にある人が、少人数で共同生活を送りながら、家庭的な環境の中で日常生活上の支援や介護を受けるもの	1	2	1	2
12) 小規模多機能型居宅介護				
利用者の希望に応じ、「通い」を中心に「泊まり」や「訪問」を組み合わせ、日常生活の世話や機能訓練を受けることができるサービス	1	2	1	2
13) 夜間対応型訪問介護				
夜間、定期的にホームヘルパーによる、日常生活の世話などを受けることができるサービス	1	2	1	2
14) 有料老人ホーム(特定施設入所者生活介護)				
指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）に入所している要介護者に入浴、排せつ、食事等の支援や介護、機能訓練を受けるサービスを提供するもの	1	2	1	2
15) 福祉用具の購入				
在宅での日常生活自立支援として、衛生的配慮から特定福祉用具の給付を行い、高齢者本人の自立を支援するもの	1	2	1	2
16) 住宅改修				
在宅で利用者の自立度を高めるために手すり等の設置など、住環境の改善を行い、高齢者本人の自立を支援するもの	1	2	1	2

サービスの種類と内容	①利用状況		②利用意向	
	利用している	利用していない	今後（今後も） 利用したい	利用したいとは思わない
17) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 日常生活で常に介護を必要とし、家庭の状況など自宅で生活を続けることが困難な要介護高齢者が、入所した施設でサービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等のサービスを受けることができるもの	1	2	1	2
18) 介護老人保健施設 病状が安定期にあるため、入院による積極的医療は必要ないが、要介護と認められた方に、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行う施設介護サービス	1	2	1	2
19) 介護老人療養型医療施設 長期にわたる療養を必要とする要介護者が、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理下における介護やその他の世話及び機能訓練や必要な医療を受け、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにする施設介護サービス	1	2	1	2

問 11-1 問 11 の②利用意向で「利用したいとは思わない」を選んだ方にお聞きします。

「利用したいとは思わない」理由は何ですか(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----|-----------------------------------|
| 1 | 現在は、そのサービスの利用を必要とする状態にないから |
| 2 | サービスの利用をしなくても、自分でなんとかできるから |
| 3 | 家族の介護だけで十分であり、外部のサービスを利用する必要がないから |
| 4 | 現在、病院などに入院しているから |
| 5 | 施設サービスを希望しており、施設が空くのを待っているから |
| 6 | 他人を家に入れたくないし、他人とかかわりたくないから |
| 7 | サービスを受けるために外出するのが、わずらわしいから |
| 8 | 自分が希望するサービスを受けられるかどうか、わからないから |
| 9 | サービス内容(サービス提供事業者を含む)に不満があるから |
| 10 | サービスの利用方法や内容がわからないから |
| 11 | サービスを利用したいが自己負担が高いから |
| 12 | その他の理由() |

問 11-2 問 11 の(17)～(19)の介護保険施設について、②利用意向で「今後(今後)も利用したい」を選んだ方にお聞きします。その理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

※○をつけなかった方(利用を希望しない方)は、問 12 にお進みください。

- | | |
|----|-----------------------------------|
| 1 | 介護する人がいない |
| 2 | 介護する人が働いており、在宅で介護が十分受けられない |
| 3 | 介護する人の健康状態がよくないため、在宅で介護が十分受けられない |
| 4 | 介護する人が精神的、身体的に疲れている |
| 5 | 認知症の症状が出てきているから |
| 6 | リハビリなどが必要で、医師などに入所(入院)を勧められている |
| 7 | ひとり暮らしや高齢者世帯のため、在宅生活に不安を感じる |
| 8 | 入所(入院)待ちを見込んで、早めに入所(入院)を申し込む必要がある |
| 9 | 夜間の緊急的な対応が在宅では十分に受けられない |
| 10 | 家族が外出している時間帯など緊急的な対応が在宅では不十分だから |
| 11 | その他() |

問 11-3 現在、特別養護老人ホームへの入所申込みをしていますか。(○は1つ)

- | | | | |
|---|----|---|-----|
| 1 | はい | 2 | いいえ |
|---|----|---|-----|



問 11-4 問 11-3 で「1 はい」を選んだ方にお聞きします。特別養護老人ホームに申し込まれてからどのくらいたちますか。(○は1つ)

- | | | | |
|---|-------------|---|-------------|
| 1 | 3か月未満 | 2 | 3か月以上6か月未満 |
| 3 | 6か月以上1年未満 | 4 | 1年以上1年6か月未満 |
| 5 | 1年6か月以上2年未満 | 6 | 2年以上 |

問 12 市では、次のような高齢者の生活支援や家族介護の支援サービスを行っています。現在利用している（利用したことのある）サービスについてと、今後利用したいサービスについて、あてはまるものすべてに○を、また、今後の利用意向について、それぞれ1つずつ○をつけてください。

サービスの種類と内容	1) 【現在利用している、または利用したことのあるサービス】 (あてはまるものすべてに○)	2) 【今後の利用意向】 (それぞれ○は1つずつ)				
		利用したい(つづけてたい)	利用をやめたい	利用の予定はない	どうするか決めていない	サービスの内容がわからない
1) 高齢者安心カード（60歳以上の方を対象に、緊急連絡先等を記入した写真入りのカード（名刺サイズ）を、ご希望の方に発行します。）						
2) はり、きゆう、マッサージ等施設利用助成券（60歳以上で、医療保険外で施術を受ける場合、費用の一部（1回につき600円）を助成します。）						
3) 緊急通報装置（一人暮らしの65歳以上または重度身体障害者の方に、緊急通報装置を貸与します。（電話回線が必要。通信料は個人負担））						
4) 高齢者等ふれあい配食サービス（65歳以上の一人暮らし又は高齢者の世帯で、心身の障がい等の理由により調理や買い物等が困難な方に週1～5回、1回350円で夕食を手渡しで届けています。）						
5) 紙おむつ等の購入助成（65歳以上で要介護3以上の認定を受けた在宅の高齢者のうち、紙おむつ・尿取りパッドの購入費用の一部（1枚につき1,500円）を助成します。）						
6) 訪問理美容出張費用の助成（自宅で利用または美容のサービスを受けるときに、費用の一部（1枚につき1,000円）を助成します。）						
7) 訪問理美容出張費用助成（65歳以上で要介護4以上の認定を受けた方に、自宅で理容または美容のサービスを受けるときに、費用の一部（1枚につき1,000円）を助成します。）						
8) 地域包括支援センター（高齢者の方の生活を総合的に支えていくための拠点として、総合相談・支援、ケアマネジャー支援などを行っています。）						

今後の介護保険にかかわる施策についておうかがいします

問 13 ご本人の介護保険料の段階は次のうちどれですか。(〇は1つ)

- | | | |
|----|--------|-----------------------|
| 1 | 第1段階 | (平成22年度保険料年額 23,100円) |
| 2 | 第2段階 | (平成22年度保険料年額 23,100円) |
| 3 | 第3段階 | (平成22年度保険料年額 34,600円) |
| 4 | 特例第4段階 | (平成22年度保険料年額 39,200円) |
| 5 | 第4段階 | (平成22年度保険料年額 46,200円) |
| 6 | 第5段階 | (平成22年度保険料年額 53,100円) |
| 7 | 第6段階 | (平成22年度保険料年額 57,700円) |
| 8 | 第7段階 | (平成22年度保険料年額 69,300円) |
| 9 | 第8段階 | (平成22年度保険料年額 80,800円) |
| 10 | わからない | |

※保険料の段階は、市から送付された「介護保険料納付通知書（介護保険料（特別徴収）決定通知書）」をご覧ください。

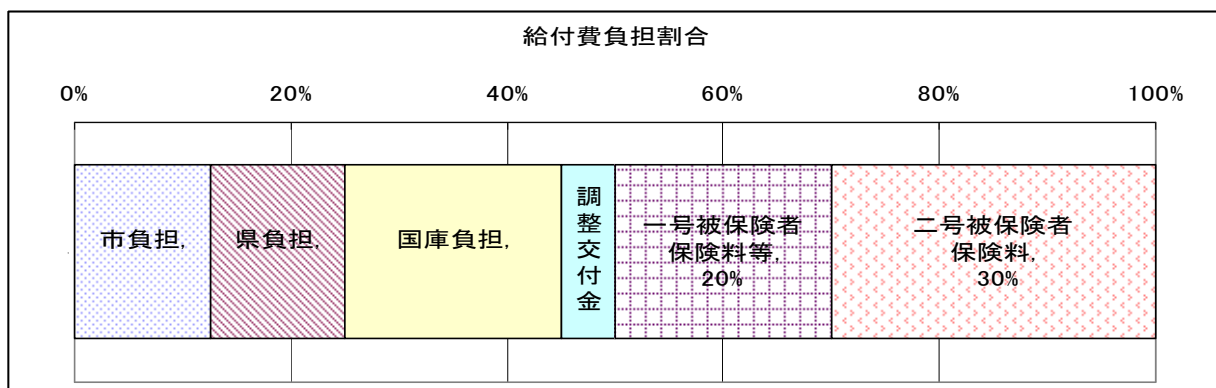
問 14 現在、ご本人の支払っている介護保険料の金額についてどう思いますか。(〇は1つ)

- | | | | |
|------|---------|------|--------|
| 1 高い | 2 やや高い | 3 妥当 | 4 やや安い |
| 5 安い | 6 わからない | | |

問 15 介護保険制度は、介護が必要な方にサービスを提供する費用として皆様の負担（1割）の他に 40 歳以上の方から徴収した保険料などを充てております。そこで、今後の保険料について、ご本人はどのようにお考えですか。(〇は1つ)

- | | |
|----------------------------------|---|
| 1 保険料が多少増えても、給付されるサービスが充実していればよい | |
| 2 給付されるサービスを多少抑えても、保険料が低ければよい | |
| 3 現状のままだがよい | |
| 4 負担年齢の引き下げによる保険料徴収の拡大が必要 | |
| 5 その他（ | ） |
| 6 わからない | |

※参考：給付費負担割合について



問 16 今後、介護保険制度にかかわる施策で重点的に取り組んでほしいものは何ですか。

(あてはまるもの3つまで○)

1 介護保険制度のしくみや利用方法に関する情報提供の充実
2 介護支援専門員（ケアマネジャー）やサービス提供事業者に関する情報提供の充実
3 苦情・相談窓口の充実
4 介護専門職の資質の向上支援
5 認知症高齢者などの権利を守るための制度の充実
6 低所得者への負担軽減対策
7 介護予防や要介護度の進行防止のための介護予防事業の充実
8 家族の介護負担を軽減するための施策・事業の充実
9 介護保険サービスの量や質の充実
10 保健・医療・福祉機関との連携・協力
11 その他（具体的に： _____）
12 特にない

問 17 今後も施設介護サービスに頼ることなく、自宅での生活を継続していくために必要な居宅介護サービスは何だと思えますか。(あてはまるもの3つまで○)

1 夜間や緊急時の訪問介護	2 医師や看護師の訪問
3 病院などへの移送の介助	4 在宅介護のための住宅改修
5 食事サービス	6 契約や財産管理の手続き支援
7 介護者への介護方法の知識・技術	8 緊急時など必要な時に泊まれる施設
9 介護者の健康管理	10 地域での見守り
11 その他（ _____）	

介護保険制度や保健福祉サービスなどについて、ご意見・ご要望などございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。これで調査はすべて終了です。
ご回答いただいた調査票は、同封の返信用の封筒(切手不要)に入れ、 月 日
までに投函してください。

議事(2):平成22年度高齢者サービス等事業実績等について

1. 高齢者人口と高齢化率の現状(平成23年3月31日)

区分	佐倉地区	志津地区	臼井地区	根郷地区	和田地区	弥富地区	千代田地区	合計
全人口	30,338人	75,590人	31,975人	25,387人	2,105人	1,792人	11,012人	178,199人
65歳以上人口	7,723人	16,384人	7,436人	4,625人	590人	582人	1,968人	39,308人
高齢化率	25.46%	21.67%	23.26%	18.22%	28.03%	32.48%	17.87%	22.06%
75歳以上人口	3,345人	5,992人	2,665人	1,848人	329人	351人	851人	15,381人
後期高齢者高齢化率	11.03%	7.93%	8.33%	7.28%	15.63%	19.59%	7.73%	8.63%

2-1. 特別養護老人ホーム入所希望者数の推移〔待機状況別〕

年月	合計		居宅		老人保健施設		病院		療養型病床群		その他養護老人ホーム			
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%		
16年4月	512人	100.0%	231人	45.1%	136人	26.6%	67人	13.1%	42人	8.2%	36人	7.0%	0人	0.0%
17年4月	532人	100.0%	276人	51.9%	139人	26.1%	57人	10.7%	23人	4.3%	37人	7.0%	0人	0.0%
18年4月	563人	100.0%	264人	46.9%	145人	25.8%	86人	15.3%	22人	3.9%	46人	8.2%	0人	0.0%
19年4月	606人	100.0%	289人	47.7%	139人	22.9%	106人	17.5%	19人	3.1%	52人	8.6%	1人	0.2%
20年4月	609人	100.0%	294人	48.3%	136人	22.3%	117人	19.2%	14人	2.3%	48人	7.9%	0人	0.0%
21年4月	606人	100.0%	306人	50.5%	126人	20.8%	120人	19.8%	11人	1.8%	43人	7.1%	0人	0.0%
22年4月	612人	100.0%	337人	55.1%	110人	18.0%	107人	17.5%	10人	1.6%	48人	7.8%	0人	0.0%
23年4月	620人	100.0%	359人	57.9%	110人	17.7%	95人	15.3%	8人	1.3%	47人	7.6%	1人	0.2%

2-2. 特別養護老人ホーム入所希望者数の推移〔要介護度別〕

年月	合計		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
16年4月	512人	100.0%	79人	15.4%	91人	17.8%	102人	19.9%	138人	27.0%	102人	19.9%
17年4月	532人	100.0%	81人	15.2%	104人	19.5%	109人	20.5%	131人	24.6%	107人	20.1%
18年4月	563人	100.0%	94人	16.7%	99人	17.6%	127人	22.6%	131人	23.3%	112人	19.9%
19年4月	606人	100.0%	105人	17.3%	108人	17.8%	135人	22.3%	144人	23.8%	114人	18.8%
20年4月	609人	100.0%	71人	11.7%	110人	18.1%	148人	24.3%	146人	24.0%	134人	22.0%
21年4月	606人	100.0%	86人	14.2%	101人	16.7%	166人	27.4%	139人	22.9%	114人	18.8%
22年4月	612人	100.0%	103人	16.8%	121人	19.8%	158人	25.8%	135人	22.1%	95人	15.5%
23年4月	620人	100.0%	93人	15.0%	113人	18.2%	143人	23.1%	149人	24.0%	122人	19.7%

3. 高齢者の就労機会の拡大

(社)佐倉市シルバー人材センター実績等の推移

年度	会員数	受注件数	就業延人数	契約金額	市補助金交付額
16年度	1,141人	10,241件	115,145人・日	542,888千円	12,984千円
17年度	1,114人	10,763件	125,970人・日	608,457千円	11,425千円
18年度	999人	11,023件	122,751人・日	608,672千円	10,054千円
19年度	1,090人	11,832件	139,519人・日	691,477千円	10,054千円
20年度	1,129人	12,329件	135,598人・日	688,456千円	10,054千円
21年度	1,196人	12,476件	124,016人・日	623,868千円	10,000千円
22年度	1,196人	12,476件	124,016人・日	623,868千円	10,000千円

4. 高齢者クラブ数と会員数の推移

(各年度末)

年度	※60歳以上人口	クラブ数	会員数	75歳未満の会員数	75歳以上の会員数
18年度	46,263人	80クラブ	3,472人	1,511人	1,961人
19年度	49,112人	73クラブ	3,171人	1,371人	1,800人
20年度	51,943人	65クラブ	2,939人	1,323人	1,616人
21年度	54,574人	67クラブ	2,992人	1,328人	1,664人
22年度	56,480人	65クラブ	2,966人	1,331人	1,635人

5. 高齢者福祉サービスの実績推移

①敬老会実績の推移

年度	※対象者数	参加者数	参加率
18年度	12,257人	3,517人	28.70%
19年度	12,952人	4,084人	31.50%
20年度	13,727人	4,546人	33.10%
21年度	14,429人	新型インフルエンザ流行を懸念し、敬老会を中止して記念品のみを贈呈。	
22年度	15,480人	4,795人	30.98%

※対象者は、各年度12月31日時点で ※贈呈者は、各年度末までに当該年齢を迎えた該当者のみです。

②敬老祝金実績の推移

年度	贈呈者数					贈呈金額
	満80歳	満88歳	満99歳	100歳以上	合計	
18年度	913人	347人	28人	32人	1,320人	24,140千円
19年度	943人	379人	20人	47人	1,389人	26,500千円
20年度	1,004人	409人	22人	46人	1,481人	28,010千円
21年度	979人	439人	28人	48人	1,494人	29,160千円
22年度	1,071人	438人	36人	50人	1,595人	30,650千円

③はり、きゆう、マッサージ等施設利用助成事業実績の推移

年度	※対象者数(人)	申請者数(人)			発券枚数(枚)	利用枚数(枚)
		老人	障害者	合計		
18年度	46,263	2,806	278	3,084	62,412	24,857
19年度	49,112	3,039	277	3,316	67,646	24,974
20年度	51,943	3,181	270	3,451	68,496	26,939
21年度	54,574	3,991	306	4,297	86,576	32,680
22年度	56,301	3,840	302	4,142	86,974	27,971

※対象者数は、各年度末の住民基本台帳及び外国人登録原票に登録されている60歳以上の方の

④高齢者安心カード交付事業実績の推移

年度	交付枚数
18年度	48枚
19年度	37枚
20年度	24枚
21年度	29枚
22年度	14枚
サービス開始	728枚

サービス開始(H13.9)からH23.3末までの交付枚数(累計)

⑤紙おむつ購入助成事業実績の推移

年度	※対象者数(人)	申請者数(人)	発券枚数(枚)	利用枚数(枚)
18年度	32,079	767	15,554	11,702
19年度	34,073	836	16,602	12,173
20年度	36,379	864	17,674	12,931
21年度		862	17,358	13,005
22年度		910	19,144	11,201

※対象者数は、各年度末の住民基本台帳及び外国人登録原票に登録されている65歳以上の方の数のみとなっております。

⑥訪問理美容出張費用助成事業実績の推移

年度	申請者数(人)	発券枚数(枚)	利用枚数(枚)
18年度	4	16	10
19年度	4	13	8
20年度	6	20	15
21年度	7	25	3
22年度	7	22	10

⑦寝具乾燥消毒サービス事業実績の推移

年度	登録者数	寝具乾燥	水洗い乾燥	合計
18年度	3人	13回	0回	13回
19年度	1人	2回	0回	2回
20年度	3人	0回	1回	1回
21年度	0人	0回	0回	0回
22年度	0人	0回	0回	0回

⑧配食サービス事業実績の推移

年度	登録者数	配食数
18年度	196	18,987
19年度	219	23,530
20年度	216	26,189
21年度	222	24,605
22年度	177	22,778

⑨生活管理指導短期宿泊事業実績の推移

年度	四街道市老人ホーム	
	登録者数	利用回数
18年度	3	38
19年度	8	121
20年度	0	0
21年度	3	137
22年度	0	0

⑩緊急通報システム実績の推移

年度	設置台数
18年度	179
19年度	186
20年度	189
21年度	197
22年度	215

⑪介護相談員活動実績の推移

年度	入所・通所サービス事業所	
	訪問回数	訪問回数
18年度	30	647
19年度	33	723
20年度	35	819
21年度	35	820
22年度	40	819

6. 介護予防事業実績の推移

* 地域支援事業実施要綱の改正により、一般高齢者施策は一次予防事業に、特定高齢者施策は二次予防事業に名称が変更になりました。

①普及啓発事業〔一次予防事業〕

	実施回数	延べ参加者数
18年度	146	3,932
19年度	151	4,024
20年度	142	5,023
21年度	135	2,627
22年度	554	9,843

※普及啓発事業〔一次予防事業〕の実績は、健康教育(出前講座)・講演会、としとらん塾(委託事業)、地域支援、物忘れ相談の各実績を集約したものです。平成22年度に実績が大幅な増となっている理由は、各地域包括支援センターが地域で実施した普及啓発事業も集計しているためです。

②通所型介護予防事業〔二次予防事業〕

	実施回数	延べ参加者数
18年度	71	575
19年度	126	1,119
20年度	108	1,317
21年度	103	1,428
22年度	97	1,284

※通所型介護予防事業〔二次予防事業〕の実績は、通所型介護予防教室(認知症予防、口腔機能向上・運動器の機能向上・栄養改善)の各実績を集約したものです。

③訪問介護予防事業〔二次予防事業〕

	実施回数	延べ参加者数
18年度	2	2
19年度	9	9
20年度	3	3
21年度	21	21
22年度	2	2

7. 地域包括支援センター活動実績

①総合相談支援

地域包括支援センター名	相談実績(延べ数)
志津北部	714
志津南部	778
臼井・千代田	779
佐倉	427
南部	387
合計	3,085

②実態把握

	訪問活動	地域活動	その他	計
志津北部	119	0	165	284
志津南部	158	9	332	499
臼井・千代田	219	0	503	722
佐倉	38	0	11	49
南部	108	1	215	324
合計	642	10	1226	1,878

③介護者のつどい・介護者教室

地域包括支援センター名	延べ参加者数	
	介護者のつどい	介護者教室
志津北部	58	11
志津南部	43	15
臼井・千代田	73	28
佐倉	49	26
南部	50	18
合計	273	98

④住宅改修・配食調査・安心コール

	処理件数		
	住宅改修	配食調査	安心コール
志津北部	15	8	130
志津南部	15	16	69
臼井・千代田	17	22	56
佐倉	10	28	166
南部	15	8	105
合計	72	82	526